

福井県発注工事等における不当介入対応要領の制定について

福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）が平成23年4月1日に施行されたことに伴い、県では「福井県発注工事等における暴力団または暴力団員等による不当介入対応要領」を制定しました。

○適用

平成25年4月1日以降に入札公告等を行った工事等または同日以後に随意契約の手続を開始した工事等に係る契約から適用します。

○概要

1 趣旨

福井県暴力団排除条例第6条の規定において、福井県が発注する建設工事およびこれに関連する調査、測量、設計ならびに機械類の製造（以下「工事等」という。）において暴力団を利することとならないよう、必要な措置を講じることとされていることから、県では工事等の受注者およびその下請負人が不当介入を受けたときの対応について定めました。

【参考】福井県暴力団排除条例

（県の事務および事業における措置）

第六条 県は、県の事務または事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を県が実施する入札に参加させない等必要な措置を講ずるものとする。

2 不当介入があった場合の対応

（1）受注者等へ不当介入の通報があった場合

福井県発注の工事等において、受注者（下請負人含む）が不当介入を受けた場合、受注者は

- ① 当該契約の履行場所を管轄する警察（以下「所轄警察署」という。）へ届出
- ② 警察へ届出後、速やかに発注者（県）へ報告

を行ってください。

（2）受注者等以外から発注機関へ不当介入に関する通報があった場合

受注者等以外の者から不当介入に関する通報を受けた場合は、発注機関が受注者等に通報内容の確認を行い、その内容を所轄警察署へ連絡します。

3 不当介入に関する届出を行わなかった場合の対応

受注者等が不当介入を受けたにもかかわらず、所轄警察署への届出および発注機関への報告を行わなかった場合には、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づき指名停止措置を行うことがあります。

4 不当介入とは

受注者等に対して行われる契約の適正な履行を妨げる不当な要求または妨害行為

- （例）・労働者の雇用、下請工事への参入、建設資材の納入・受入れ、物品購入、自動販売機の設置等を不当に要求する行為
- ・迷惑料、営業補償、損害賠償、病気見舞金、口止め料、近隣対策費、寄付金、賛助金
 - ・その他名目の如何を問わず、不当な金銭の支払いを要求する行為 など

5 届出の際の様式等

暴力団または暴力団員等による不当介入届出書 別記様式1（受注者 → 警察署）

暴力団または暴力団員等による不当介入報告書 別記様式2（受注者 → 発注者）